

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画が目指す子ども・子育て支援は、子どもの健やかな成長が保障され、子どもに関わる人たちが、その成長に喜びを感じることができるよう切れ目のない支援を充実させていくことです。

本市では、行政機関をはじめとし、教育・福祉・保健分野の関係者等と連携しながら、地域をあげて本計画に掲げる基本理念及び基本目標の実現に努めます。

また、父母その他の保護者が子育てにおいて第一義的責任を有するという考えから、家庭は教育の原点であり出発点であるとの認識の下で、子育て世帯が安心して暮らせるまちづくりを地域全体で支える体制構築を推進します。

○ 家庭の役割

家庭は、子どもの基本的な生活習慣を身に付ける上で重要な役割を担っており、その子どもの発達に応じた適切な関りが大切です。

特に、乳幼児期は、生涯の人格形成の基礎が培われる時期であり、その家庭における生活環境が子どもの発達や成長に強く影響します。

近年では、子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化する中、保護者の働き方の変化等もあり、家庭教育が難しくなりつつあります。子育てに対する理解促進のためにも、子どもに関わる全ての者が家庭の意義や役割について学び、子育てについての理解を深める必要があります。

○ 地域の役割

市民が、全ての子どもたちの育ちに広く関心と理解を持ち、地域全体で子育てを支援し、見守っていくことが重要です。

そのため、家庭・地域・教育・保育事業所・行政機関等が相互に連携し、地域のコミュニティの中で子どもを育もうという風土を醸成していくことが必要です。特に、教育・保育に関わる機関や事業所は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担うことが期待されます。

○ 行政の役割

子ども・子育て支援事業の実施主体となり、本計画の推進にあたり積極的に事業を展開し、市民に広く啓発するよう努めます。特に、子どもの健康づくりや健やかな成長・発達に関して、適切な生活習慣の定着などに着目し、地域との相互連携の下で積極的な啓発を図ります。

また、家庭と地域を結ぶ役割を担い、安心できる子育てと健康な暮らしを地域全体で支え合う意識づくり・環境づくりに尽力します。

2 教育・保育の一体的提供 及び その推進体制の確保

○ 認定こども園・地域型保育事業所の普及

本市における「幼稚園から認定こども園への移行」及び「地域型保育事業所の新設」は、平成27年度から進み、令和2年4月現在で認定こども園が市内2か所（私立烏山みどり幼稚園・私立烏山聖マリア幼稚園）に、地域型保育事業所が市内3か所（私立 미래の Kaze 保育園・私立 ゆうゆうランド那須烏山園・私立 キッズランドあさひ）に設置されています。

地域型保育事業所では、在園児が3歳児になるときに、幼稚園・認可保育所・認定こども園に接続（転園等）することとなります。

本市では、設置者が公立・私立に関わらず、保護者の不安や負担等の解消に配慮しながら、必要な教育や保育が接続的に提供できるよう取り組んできました。

今後も、教育・保育ニーズや設置者との協議・連携を重視した上で、施設等の状況を総合的に勘案しながら、さらなる普及 及び 子育て環境の充実に努めます。

○ 小学校と教育・保育事業所との連携

幼児期と学童期における子どもの育ちの連続性を確保するためには、教育・保育事業が円滑に接続することが重要です。

本市では、子どもの発達の過程や健康状態等を、個人情報であることに十分に配慮した上で、小学校と幼稚園・保育所・認定こども園とが、共に子どもの発達を長期的視点で共有できるよう努めています。

今後とも、関係機関の相互の密な連携を通じた小学校への円滑な接続を支援します。

3 計画の進捗管理

本市の子ども・子育て支援施策を総合的に推進するため、こども課を中心に全庁体制で取り組む他、関係機関や教育・保育事業所等との連携体制を確保します。

また、本計画の実行性を担保し、事業計画の推進がその目的に照らして効果的であるかを検証するために、各事業の実施状況等の進捗状況の把握 及び 点検・評価が不可欠です。

これらは、子ども・子育て支援に関し識見を有する者や教育・保育機関の関係者等で構成する市子ども・子育て会議に報告・諮問し、意見や提言等を受けることで客観性を確保します。また、計画期間の中間にあたる時期には、必要に応じて事業内容・指標等の見直しを検討します。

なお、評価結果等については、市民に広く公表・周知するよう努めます。

